

「(仮称)長野広域連合A焼却施設」整備及び運営事業
実施方針に対する意見・質問の回答

No	意見・質問事項	頁	実施方針での対応部分					意見・質問内容	回答
			章	節	項				
1	事業内容	1	1	1	6	(4)		焼却飛灰について： 『溶融しない主灰及び焼却飛灰は外部資源化を行う』とありますが、一方、公表された要求水準書（案）図表1-20では「溶融分以外：資源化方法は問わない、ただし2段目バグフィルター設置の場合、2段目のバグフィルター灰は安定化処理した後、連合引き取りも可能」とあります。要求水準書（案）記載の処理方法を正と理解してよろしいでしょうか？	要求水準書(案)を正とします。
2	契約の形態	2	1	1	8	(5)		『副生成物処理/運搬契約は、基本契約等に基づき締結する』とありますが、協力会社は基本契約等を締結する企業ではないことから、基本契約等に基づかない契約を締結するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、基本契約等に基づく契約と基づかない契約の責任範囲等の違いについてご教示ください。	副生成物処理/運搬事業者が構成企業の場合においては基本契約等に基づく契約主体になります。その場合には、副生成物処理/運搬事業者が契約主体として事業の連帯責任を負うこととなります。 一方、副生成物処理/運搬事業者が協力会社の場合には基本契約等に基づく契約主体とはなりません。ただし、SPCは、連合、副生成物処理/運搬事業者と三者契約を締結することを基本契約で規定する予定としており、その場合には、副生成物処理/運搬事業者の責任の範囲はその業務のみに限られます。
3	運営業務	4	1	3	3	(2)	5)	余熱利用施設等に熱を供給とありますが、ごみ処理業務継続を最優先とし、万が一、余熱利用施設へ余熱が供給できない場合のペナルティは無いものとしていただきたく、よろしくをお願いします。	熱供給の未達については、ペナルティ対象とする予定です。定期修繕等により熱供給ができない場合は、ペナルティ対象とはなりません。詳細は、資格審査結果(平成26年12月頃を予定)に合わせて送付する契約書(案)に示します。
4	運営業務	4	1	3	3	(2)	6)	『溶融しない主灰、焼却飛灰及び溶融飛灰の外部資源化を行う業務。』とありますが、外部資源化には適正埋立処理は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	運営業務	4	1	3	3	(2)	6)	『溶融しない主灰、焼却飛灰及び溶融飛灰の外部資源化を行う業務。』外部資源化が何らかの理由により滞った場合のバックアップとして適正埋立処理は可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、ペナルティ対象となります。
6	応募者の参加資格要件	7	2	2	1	(9)		同一応募者が複数の提案を行うことは禁止するとありますが、一つの企業グループに複数の副生成物処理/運搬事業者を協力会社に置くことは、この限りではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、副生成物処理/運搬事業者の全てを応募者に含めてください。
7	応募者の参加資格要件	8	2	2	2	(2)	8)	専任で配置する監理技術者について、資格審査書類の提出(平成26年11月)から契約の締結(平成27年7月)まで8ヶ月以上の長期間となり、既に候補として提示済みの他自治体案件の結果により柔軟に対応したいため、予定配置技術者の提示は優先交渉者の決定(平成27年5月)以降にさせていただきますようご配慮願います。	配置を予定する監理技術者の提示は、資格審査申請時になります。 ただし、候補者の特定が難しいと考えられますので、複数人の候補者の提示を認めます。
8	監理技術者の配置	8	2	2	2	(2)	8)	資格審査書類にて予め配置する監理技術者提示する必要がある場合、資格審査書類の提出(平成26年11月)から契約の締結(平成27年7月)まで8ヶ月以上の長期間となり、既に候補として提示済みの他自治体案件の結果により柔軟に対応したいため、複数人の候補者を提示できるようご配慮願います。	No. 7をご確認ください。
9	特別目的会社の設立場所について	11	2	5	1			特別目的会社を連合管内に設立とありますが、事業予定地内に設立させて頂けますでしょうか。	事業用地内での設置は差し支えないものとします。ただし、設計・施工段階では事業予定地外に別途事務所を設置いただき、事業の運営開始後に事業用地内に登記を移すこととします。
10	特別目的会社の設立	11	2	5	1			『～特別目的会社を連合管内に設立する。』とありますが、特別目的会社の本店登記を施設内とすることを認めていただきますようお願いします。	No. 9をご確認ください。
11	提出書類の取扱い・著作権	12	2	6				「連合に提出された資料は…公開されることがある」とありますが、連合殿に提出した応募書類には、民間事業者のノウハウが含まれるため、公開される場合は民間事業者との協議を前提としていただけますようお願いいたします。	公開に当たっては、事前に応募者との協議を行うものとします。
12	提出書類の取扱い・著作権	12	2	6				『～著作権は、応募者に帰属するが～連合は、必要な範囲において公表等を行うことができるものとする。』とありますが、提出資料には企業のノウハウに関わる内容が含まれています。提出資料を公表・公開される際には、事前に事業者と協議いただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	No. 11をご確認ください。
13	契約形態	22	別紙2					⑦副生成物処理/運搬事業者委託契約について 別紙2：契約形態によれば、⑦副生成物処理/運搬事業者委託契約は「基本契約に基づき、連合と副生成物処理/運搬事業者及び特別目的会社で締結。(三者契約)」とあります。 1) 副生成物処理/運搬事業者は応募者には含まれるものの構成企業にならない場合には、基本協定書及び基本契約書の契約当事者になりません。(実際、副生成物処理/運搬事業者が構成員になる可能性は極めて低いと考えます。) その場合、基本契約に基づいて副生成物処理/運搬事業者委託契約(三者契約)を締結することは困難であると考えられるため、契約上の整理をお願い出来ますでしょうか。	No. 2をご確認ください。

14	契約形態	22	別紙2					<p>⑦副生成物処理/運搬事業者委託契約について 別紙2：契約形態によれば、⑦副生成物処理/運搬事業者委託契約は「基本契約に基づき、連合と副生成物処理/運搬事業者及び特別目的会社で締結（三者契約）」とあります。 2）副生成物処理/運搬事業者委託契約（三者契約）の内容については、次の理由に基づき、連帯責任を設定しないよう考慮頂きたく、検討をお願い出来ますでしょうか。 (理由) ①副生成物処理/運搬業務は、施設の設計・施工（工事請負契約）及び施設の運転・維持管理（運営業務委託契約）とは業務内容及び業態等が大きく異なることから、工事請負事業者及び運転維持管理企業が副生成物処理/運搬事業者に対して連帯責任を負うことは極めて難しく、連帯責任が契約上規定されている場合には民間事業者の参画が困難となるため。 ②上記と同様に、副生成物処理/運搬事業者が工事請負事業者及び運転維持管理企業に対して連帯責任を負うことも極めて難しく、連帯責任が契約上規定されている場合には民間事業者の参画が困難となるため。</p>	No. 2をご確認ください。
15	契約形態	22	別紙2					<p>運搬並びに副生成物処理は法令上も連合様と業務実施企業が直接契約するものと考えます。SPCが契約者となり、どのような義務を負うのかご教示ください。なお、連合様からの業務委託料の支払いとしては運搬企業や処分企業が対応可能な実際に業務を行った灰の重量などに基づいて直接行われるよう、お願いします。</p>	副生成物処理/運搬事業者契約に基づくSPCの業務は、副生成物処理/運搬事業者との調整や契約に基づく業務委託費の支払等を想定しています。詳細は、資格審査結果(平成26年12月頃を予定)に合わせて送付する契約書(案)に示します。
16	契約形態	22	別紙2					<p>連合様、副生成物処理/運搬事業者、特別目的会社との三者契約を締結するとありますが、スラグを有償で有効利用する場合は、特別目的会社と引取事業者で直接、契約を結ぶという解釈でよろしいでしょうか。その場合、スラグの引取事業者は、構成企業又は協力企業とする必要はないと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
17	事業に係るリスク分担	23	別紙3					<p>全期間 制度・法令変更にて、「本事業のみならず広く一般に適用される…リスク」は民間事業者の分担とありますが、前項の「本事業に係る…リスク」を包含する場合もあると考えられますので、明確化のために本項を削除頂く等の検討をお願いいたします。</p>	ご意見として承ります。
18	副生成物	25	別紙3					<p>副生成物の処分および資源化リスクが民間事業者側となっておりますが、制度・法令変更によって外部資源化が困難な状況となった場合は、リスク項目「制度・法令変更」に依い、連合様にも負担があるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	制度・法令変更が原因となった場合には、当該リスク分担に依います。詳細は、資格審査結果(平成26年12月頃を予定)に合わせて送付する契約書(案)に示します。
19	副生成物	25	別紙3					<p>副生成物の処分および資源化リスクが民間事業者側となっておりますが、特に溶融飛灰等の外部資源化先については少数に限定されることが想定されます。つきましては、制度・法令変更によって外部資源化が困難な状況となった場合や、外部資源化先の都合により資源化業務を中止した場合のリスクについて、連合様、事業者側双方のリスク負担とし、本事業継続のために双方で協議を行う仕組み作りをお願いします。</p>	制度・法令変更が原因となった場合は、No.18をご確認ください。それ以外の原因で外部資源化ができなくなった場合には、原則として運営事業者のリスクとなります。詳細は、資格審査結果(平成26年12月頃を予定)に合わせて送付する契約書(案)に示します。
20	副生成物	25	別紙3					<p>副生成物の処分および資源化リスクが民間事業者側となっておりますが、ごみ量やごみ質に起因する資源化及び処分が困難となった場合のリスクは事業者側で負担することが困難です。ごみ量・ごみ質に起因する資源化及び処分が困難となった場合のリスクは、連合様側の負担としていただけますよう、お願いします。</p>	ご意見として承ります。詳細は、資格審査結果(平成26年12月頃を予定)に合わせて送付する契約書(案)に示します。
21	本事業に係るリスク分担	26	別紙3					<p>運営段階 技術革新 「新技術採用に係るコスト」は、民間事業者の負担とありますが、連合殿による指示によるケースや、連合殿のメリットを主眼として民間事業者より提案するケースも考えられます。受益者負担の原則に鑑み、民間事業者のリスク分担である旨の記載は避けて頂くようお願いいたします。</p>	ご意見として承ります。詳細は、資格審査結果(平成26年12月頃を予定)に合わせて送付する契約書(案)に示します。
22	新技術採用に係るコスト	26	別紙3					<p>技術革新による新技術採用に係るコストが民間のリスクとなっておりますが、連合様の要請による新技術の採用に係るコスト増については、連合様と民間事業者間での協議としていただけないでしょうか。</p>	ご意見として承ります。詳細は、資格審査結果(平成26年12月頃を予定)に合わせて送付する契約書(案)に示します。
23	ごみ質・ごみ量	26	別紙3					<p>処理対象物等のごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲を逸脱した場合のコスト変動リスク（一定範囲以内）が民間のリスクとなっておりますが、ごみ量・ごみ質が契約で規定した範囲（要求水準書内で示されたごみ量、ごみ質は低質ごみ～高質ごみ）を逸脱した場合は、連合様の負担としていただきたくお願いします。</p>	ご意見として承ります。詳細は、資格審査結果(平成26年12月頃を予定)に合わせて送付する契約書(案)に示します。
24	見学者など施設利用者の事故に対するリスク	26	別紙3					<p>見学者など施設利用者の事故に対するリスクが民間のリスクとなっておりますが、民間の責めに帰すべき場合のみと解釈してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。詳細は、資格審査結果(平成26年12月頃を予定)に合わせて送付する契約書(案)に示します。